

議案第 63 号

財産の処分（株式会社鳥取県情報センター株式）について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平井伸治

1 財産の内容

種類	品名	数量
有価証券	株式会社鳥取県情報センター株式	420 株

2 相手方

鳥取市寺町 50 番地

株式会社鳥取県情報センター 代表取締役社長 谷口真澄

3 処分予定価格

177,856,980 円

4 処分の理由

株式会社鳥取県情報センターから、更なる民営化を推進するため、現在、県が保有している同社の株式の一部を買い受けたい旨の申請があった。県としては、この方針を認

め、財源確保の一環として、同社株式を処分しようとするものである。